

令和８年度 高等学校入学者選抜審議会 専門委員会 全国募集の在り方部会（第２回）

日時 令和８年７月１３日（月）９：００～

場所 行政庁舎９階 第一会議室

次 第

１ 開 会

２ 報 告

- （１）専門委員会全国募集の在り方部会（第１回）の審議内容について
- （２）モデル校における実施状況の検証結果について

３ 審 議

- （１）全国募集の在り方について
- （２）専門委員会審議まとめ（高等学校入学者選抜審議会における中間報告）

４ その他

５ 閉 会

【 資 料 】

- 資料１ 報告・審議関係資料
- 資料２ 【本体】 全国募集のモデル校における実施状況に関する報告書
- 資料３ 【概要版】 全国募集のモデル校における実施状況に関する報告書

高等学校入学者選抜審議会条例

(昭和28年3月28日条例第40号)

最終改正 平成24年12月条例第71号

第1条 教育委員会の諮問に応じ、高等学校の通学区域の検討、入学者の選抜の方法及びその実施並びに学力検査問題の作成について調査審議するため、高等学校入学者選抜審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第2条 審議会は、30人以内の委員で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査研究させるため、専門委員を置く。

第3条 委員及び専門委員は、学校の教職員、総合教育センターの職員、教育庁の職員及び学識経験者のうちから教育委員会が任命又は委嘱する。

第4条 委員の任期は二年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、任期中においても当該委員を解職することができる。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査研究が終了したときは、退任するものとする。

第5条 審議会に、委員長及び副委員長各一人を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を掌理する。

3 副委員長は、委員長に事故あるとき、その職務を代行する。

第6条 審議会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

第7条 この条例に定めるものを除く外、審議会の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年10月11日条例第27号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月20日条例第71号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

**令和８年度 高等学校入学者選抜審議会専門委員会
全国募集の在り方部会（第２回） 名簿**

（専門委員）

No.	氏 名	現 職	備 考
1	菊田 英孝	宮城県総合教育センター 所長	入選審
2	勅使瓦 理恵	宮城県名取高等学校 校長	入選審
3	伊東 秀輝	宮城県中新田高等学校 校長	
4	鹿野 憲明	宮城県南三陸高等学校 校長	
5	坂 隆次郎	企画部地域振興課 課長	

（教育庁）

高校教育課	課長 千葉 忠幸
高校教育創造室	室長 永田 靖和
仙台市教育局学校教育推進部高校教育課	課長 中村 淳

（参考）

多様な人材を受け入れるための選抜方法の在り方部会 専門委員

No.	氏 名	現 職	備 考
1	笠原 由佳	宮城県PTA連合会 副会長	入選審
2	猪股 智秋	名取市立増田中学校 校長	入選審
3	菅原 紀子	宮城県田尻さくら高等学校 校長	入選審
4	河本 和文	東北学院榴ヶ岡高等学校 校長	
5	山口 勝弘	宮城県柴田高等学校 校長	
6	佐藤 洋	宮城県登米総合産業高等学校 教頭	

全県一学区に係る検証部会 専門委員

No.	氏 名	現 職	備 考
1	菅原 栄治	宮城教育大学附属中学校 校長	入選審
2	瀧口 愛美	宮城県高等学校PTA連合会 常任理事	入選審
3	三宅 裕之	宮城県古川黎明中学校・高等学校 校長	
4	菅野 正人	宮城県石巻西高等学校 校長	
5	原畑 聖子	宮城県岩ヶ崎高等学校 校長	
6	菊地 潤	宮城県角田高等学校 校長	

令和8年度 高等学校入学者選抜審議会専門委員会
全国募集の在り方部会（第2回） 座席図

行政庁舎9階 第一会議室

